

平成 30 年 8 月 8 日

特別用途食品における乳児用液体ミルクの許可基準設定について

特別用途食品とは、乳児、妊産婦、病者などの発育、健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示するものです。

特別用途食品の販売に当たっては、健康増進法に基づき、その表示について国の許可を受ける必要がありますが、これまで乳児用液体ミルクについては、母乳代替食品としての用に適する旨を表示するための許可基準が設定されていませんでした。

本日、乳児用液体ミルクの普及実現に向けて、「健康増進法施行令第3条第2号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額（消費者庁告示）」及び「特別用途食品の表示許可等について（消費者庁次長通知）」を改正し、特別用途食品における乳児用液体ミルクの許可基準を設定・施行したので、公表します。

【消費者庁告示及び消費者庁次長通知改正のポイント】

○ 特別用途食品における乳児用調製乳の区分追加

乳児用液体ミルクの名称を乳児用調製液状乳とした上で、新たに「乳児用調製乳」の区分を追加し、その下に「乳児用調製粉乳」及び「乳児用調製液状乳」の区分を設定。

○ 乳児用調製液状乳の必要的表示事項を規定

当該食品が母乳の代替食品として使用できるものである旨（ただし、乳児にとって母乳が最良である旨の記載を行うこと。）、標準的な使用方法等の必要的表示事項を新たに規定。

○ 乳児用調製乳の許可基準にセレンを追加（平成 34 年 4 月 1 日から適用）

食品衛生法に基づく食品添加物の規格基準の改正に係る検討状況を踏まえ、新たに成分組成の基準に、セレンを追加。

<問合せ先>

消費者庁 食品表示企画課

電話：03-3507-9220（直通）

FAX：03-3507-9292

担当：芳賀、宇野